

日本経済再生プラン

～「産業投資立国」と「価値の創造拠点」を目指して～

平成 24 年 8 月 31 日

自由民主党 政務調査会

経済・財政・金融政策調査会

現在の日本は、財政状況の悪化、長引くデフレ下での経済の低成長、少子・高齢化現象といった課題のほか、震災からの復興、円高、欧州経済危機、空洞化リスク、エネルギー制約の克服といった多くの難題に直面しています。

こうした難題を克服し、日本の新たな繁栄への道を切り拓いていくため、まずは震災からの復興や足下の円高・デフレ対策、電力供給制約の克服に最優先に取り組むとともに、実質 3 %、名目 4 % の成長を巡航速度とすべく、今後 5 年間の集中改革で、日本を世界でいちばん企業が活動しやすい国にするための新しい経済成長モデルを創り上げます。

これまでの高度成長社会型の「貿易立国」単発ではなく、海外に向けた投資の利益を国内に還元して国内の新たな付加価値創造につなげる「産業投資立国」でもある「双発型のエンジン」を持つ産業国家を目指します。産業の生命線である科学技術を国家目標として推進し、世界の中での「価値の創造拠点」として雇用と需要が創出される国、「自立と勤勉の倫理」を重んずる国を目指して、日本経済の再生に向けた戦略を推進します。

I. 財政を健全化しつつ、円高・デフレ・空洞化対策に 最優先に取り組みます。

(1) デフレ・円高から脱却するため、従来の常識を超えた大胆な金融緩和措置を実行します。

①政府・日銀の更なる連携強化を図り、金融緩和の実効性を高めるため、政府・日銀の物価目標（2 % 程度）協定の締結、日銀による外債購入など、日銀法の改正を視野に、大胆な金融緩和措置を講じます。

②日米欧を中心とした国際マクロ政策協調（平成のルーブル合意）の合意形成に向けた積極的な通貨・経済外交を推進し、危機防止に向けた国際交渉に果敢に取り組みます。

③あわせて、財政政策に関する国際社会のルール作りを主導します。具体的には、G8、G20、IMF等の場で、タックスヘイブン改正、ファンド規制等にリーダーシップを発揮します。

(2) 民主党政権のバラマキ施策で水膨れした歳出について徹底した削減を行うとともに、国・地方の公務員人件費の削減、生活保護の見直し等、さらなる削減を断行します。

また、財政による機動的対応が可能となる中で、成長戦略や事前防災等の分野に資金を重点的に配分することなど、わが国経済の成長に向けた施策を実施することで税収増を目指します。

(3) 財政健全化に向けた中長期的な方針の下、5年を一期とする財政健全化中期計画を策定します。また、目標の実現と新たな施策実施の両立を図るため、新たな施策には、将来の成長に与える影響を考慮しつつそのための恒久的な財源を確保する原則を確立します。

(4) 上記(2)(3)の方針を明記した「財政健全化責任法」と「財政再建のための公務員人件費等の歳出の削減等に係る緊急措置に関する法律案」(仮称)をパッケージで早期に成立させます

なお、欧州債務危機問題等、国際経済情勢の動向によっては、国民生活等に重大な影響が及ばないよう、弾力的に対応します。

(5) こうした考え方のもと、予算の配分を、「短期のバラマキ」から、技術開発や人材育成など、日本の競争力につながる「将来への投資」に大胆に転換します。

(6) 具体的には、国土強靭化計画の効果的な実施などにより、国内の有効需要や雇用の創出を図ります。国際競争力の強化やエネルギー効率の向上などにつながる生産設備への投資を支援するため、予算、税制等による大胆なインセンティブ付与を推進します。

(7) 約20兆円にのぼる東日本大震災被災地復興事業や、被災額を最小限にするための事前防災、減災を実現する国土全体の強靭化事業を、日本経

済再生の起爆剤として、民需主導による回復に繋げていきます。

- ①人件費や資材費の高騰に鑑み、早急に発注単価の見直しを行い、入札及び事業の促進を図ります。
 - ②また、国内外から被災地への投資を加速させ、改正 PFI 法や総合特区法を活用し、ハイテク産業集積地としての再興を目指します。
 - ③福島第一原発事故に伴う除染事業については、除染技術、廃棄物等の減容化技術、管理技術等の研究開発を促進し、国際社会に貢献できる新産業への創出に繋げます。
- (8) 消費増税による消費需要の減退を回避するため、消費税率 8 %引き上げ時に、住宅取得についての十分な対策を講じるとともに、自動車取得税及び自動車重量税について廃止を含め抜本的見直しを行います。
- (9) 地域経済を支える中小・小規模事業者の潜在力や底力を最大限発揮してもらうため、それぞれの企業のニーズに応じたきめ細かな支援策を講じます。
- (10) 相続税が課税強化される中、中小企業における事業承継税制の活用を促進するための適用要件の見直しを行います。
- (11) デフレを加速している行き過ぎた「安売り競争」について、独占禁止法の適正な運用を図ります。

II. 世界でいちばん企業が活動しやすい国にするべく 「日本経済再生・競争力強化基本法」を制定します。

「日本経済再生・競争力強化基本法」を制定し、今後 5 年間を集中改革期間として設定して、総合特区制度を活用しながら、海外投資の促進と国内への還元、成長分野への集中的な政策投入、国家戦略としての科学技術の推進など新たな価値の創造を通じ、大胆な支援策によりスピーディーに経済再生を図ります。

1. 「産業投資立国」としての新たな国家経済モデルを創ります。

(1) 日本の経済・社会が成熟期に入るとともに、経済活動が国境をまたぐ時代の中、海外の経済成長を国内の成長と雇用の維持・発展に取り込むため、従来型の高度成長期の「大量生産・価格競争」モデルの焼き直しではない、新たな国家経済モデルに設計し直します。

①日本企業が積極的に外に打って出て、内外一体で活動を広げ、GDP（国内総生産）に、所得収支（海外からの利子・配当などの受取額）を加えた「国民総所得」(GNI)を最大化する戦略を描きます。

②日本の優れたモノづくりを核とすべく、アジアを含めたサプライチェーンの下、国内には「世界のヘッドクオーター機能」として本社、研究開発部門、マザーワークや、将来のイノベーションの核となる部品、素材も含めた量産部門をしっかりと残します。一方、それ以外の量産部門は海外市場への近接性や低コストの利益を享受できる海外展開を積極的に進め、グローバル競争に打ち勝てるモデルへの転換を進めます。

③海外展開による果実を国内での新たなイノベーションや雇用創出に繋げ、その成果を次の海外展開に繋げていく好循環を実現すべく、大胆なインセンティブを講じ、「貿易立国」であり「産業投資立国」でもある、「価値の創造拠点」としての強い産業国家を目指します。

(2) 日本が世界でいちばん企業が活動しやすい国にするべく、法人実効税率の主要国並みへの大胆な引き下げを実現するとともに、サラリーマンや雇い手の社会保険料負担の適正化を図ります。

(3) 国内の研究開発減税と設備投資減税を大幅に拡充し、外国人のための研究環境・生活環境の整備を行い、海外からの投資も促進します。

(4) 民主党政権が壊した行政や法運用の安定性・透明性を回復します。また、電力供給など公共サービスの信頼性の確保を急ぎます。

(5) 円高メリットを最大限活用すべく、強い円を使って海外優良企業のM&Aや資源獲得等の海外投資を積極的に促進します。

①官民で需要が起爆することが予想される成長分野について、産業革新機構による海外M&A支援、石油天然ガス・鉱物資源機構（JOGMEC）、日本貿易保険（NEXI）等による支援を総動員します。

②日本の資源・エネルギーの安定供給に資する海外の探鉱活動を下支えするため、海外減耗控除制度を拡充します。

(6) 海外市場で得た利益の半分を国内の新たな付加価値創造へ向かわせるため、各国との投資協定や経済連携協定の締結交渉を加速することにより、海外子会社の配当、ロイヤルティ等の日本への還流資金の二重課税をなくします。

(7) 生産性が高いのにグローバル化していない中小企業等の「臥龍企業」の海外展開について、JETROの助言機能や中小企業診断士の活用に加えて、商社など大企業のOBを活用したマーケティング支援や、政策金融公庫、民間の金融機関等による資金調達支援などの各種支援を、ワンストップサービスで対応する「海外展開戦略室」を設置する等、オールジャパンの支援体制で積極的に後押しします。

(8) 日本の優れたエネルギー・環境産業や技術の国際展開を支援します。

①官民連携の下、新興国など相手国市場に対して、省エネ制度等の構築支援、人材育成、モデル実証事業などの政策を総動員します。

②温暖化国際交渉において、世界最高水準の環境技術を途上国等が採用した場合、ローテクを採用した場合との差額を世界基金から補填するという提案を行います。

(9) 日本のアニメ、映画、音楽、ファンタジー、デザインなどのコンテンツの価値を活かし、海外からの収益を獲得するため、コンテンツ産業の国際展開を支援します。あわせて、文化・感性商品としての特性を有する日本の生活支援ロボットなどロボット製造技術の活用・育成に繋げていきます。

①世界のコンテンツのメッカとして、秋葉原を町ごとバージョンアップさせ、東京国際映画祭のグリーンカーペットをアジアのステイタスとするための環境整備を行います。

②他国による日本製コンテンツ制限を撤廃させるよう働きかけます。また、消費財産業との連携などでグローバルに稼ぐコンテンツの海外展開を支援する新たな枠組みを構築します。

(10) 企業のグローバル展開を支えるグローバル人材を育成するため、「秋入学」の導入、日本版「ギャップ・イヤー」の導入や海外就業体験の促進、大学改革による世界に通用するイノベーション人材の創出などを推進します。

(11) 企業戦略や産業構造の転換が求められる中、スキルと経験を持つ社会人が、成長分野など異なる職種や社外においても通用する知識や経験を学び直す機会を設け、新たな職場で活躍することを支援する「再教育+マッチング」を行うサービスを育成します。

2. 産業の生命線である科学技術を国家戦略として推進し、

「価値の創造拠点」とします。

(1) 「総合科学技術会議」を「価値の創造拠点」の司令塔として、『産業競争力会議』(仮称)に抜本的に再構築・機能強化します。

①省庁縦割りを打破し、各省庁への強力なリーダーシップを発揮するため、科学技術に関する計画・戦略策定、重点予算の配分を始めとする司令塔機能の全てを内閣府に移管します。

②産業競争力会議に関して、产学の一線級人材を結集したイノベーション全体を担う有識者議員体制（产学を同数。有識者議員の原則非常勤化により現職のCTOなど幅広い人材が参画）を構築します。

③产学の優れた人材を産業競争力会議の事務局に登用し、その半数をこうした最高レベルの人材で構成するとともに、将来のイノベーション政策を支える人材のキャリアパスを構築します。

(2) 将来の市場拡大が期待され、開発競争にしのぎを削ることになる真にイノベーションを急ぐべき重点分野における国家戦略を策定します。

①産業競争力会議の下に、「創エネ・省エネ・蓄エネ」、「再生医療」、「ロボット」、「部素材」、「宇宙・海洋・G空間等のニューフロンティア」等の重点分野毎に、产学の新進気鋭の専門家を結集した専門分科会を機動的に設置し、分野別の国家戦略を策定します。

②官民とも研究開発が小粒化、短期化している現状を打破すべく、重点分野に政府の研究開発投資の真の重点化を図り、研究開発から実用化、事業化まで一気通貫で進めるナショナルプロジェクトの創設や各省連携の強化を行います。

(3) 省庁縦割りを排除する科学技術予算システムの抜本的改革を行います。

①縦割り予算を打破する「イノベーション戦略推進調整費」を創設し、内閣府に一括計上し、産業競争力会議において各省への重点配分を決定するシステムを構築します。

②基礎から実用化までをシームレスに一気通貫で推進し、重複排除により効率化した上で、イノベーションを加速するため、府省連携プロジェクトの抜本的強化を行います。

③政府研究開発投資の25兆円目標を達成するため、予算シーリング策定や予算査定といった科学技術予算フレームに関して、司令塔たる産業競争力会議のチェック機能を抜本的に強化します。

(4) 「技術力」で他国の追随を許さない優位にありながら、「事業化」で他国勢に敗れるケースが多い現状を打破するため、海外の「知」を活用するオープン・イノベーションを推進するとともに、トップスタンダード制度を活用した戦略的国際標準化を進めます。また、直接金融を充実させるとともに、研究開発成果の事業化を阻んでいる様々な規制を見直します。

(5) 国際先端テスト（世界最先端の制度にするため諸外国との違いを合理的に説明できない制度的障害は3年以内に撤廃）の導入による各種規制・運用の見直しを行います。

(6) 民間企業における研究開発を支援するため、研究開発税制を抜本的に

拡充します。また、技術力・経営力の基盤が強固なベンチャーを継続的に創出するための体制整備として、ベンチャー企業の創業支援のためのエンジェル税制を思い切って拡充するとともに、ベンチャー企業の雇用を促進させるための税制措置を講じます。

(7) 研究開発の現場の視点に立って、制度やその運用の見直しを行い、研究開発環境の改善に取り組みます。研究費の使い勝手を改善するために、繰り越し手続きの簡素化、基金化、間接経費の透明化と計上比率の引き上げを行います。研究開発独法や大学へのリサーチアドミニストレイターや知財サポート人材の配置を支援します。また、オープン・イノベーションを強化するとともに、若手研究者の海外派遣機会を増やします。

(8) 日本の国際的な「価値の創造拠点」としての価値を高めていくため、ILC（国際リニアコライダー研究所建設）等をはじめとして世界の頭脳を集める国際科学イノベーション拠点作りにおいて日本が主導的な役割を果たします。

(9) 将来の市場拡大が期待され、開発競争にしのぎを削る分野を特定し、産学官の協調体制を築いた上で、税・財投等の支援等を集中投入する「新ターゲッティングポリシー」を大胆に遂行します。

○ips 細胞を中心としたバイオ・テクノロジー研究のメッカとするべく京阪神地域を「バイオ・ベイ（BB）」として発展させるなど、各ターゲティング分野の集積地を集中的に支援します。

(10) エネルギー制約を克服するための省エネ投資の加速化や省エネ製品、再生可能エネルギーの開発・導入を促進するため、スマートコミュニティ、スマートハウス、蓄電池、次世代自動車などについて、税制措置や予算措置など抜本的な支援策を講じます。

(11) 省エネ性能や耐震性に優れ、生活の質の向上につながり、経済波及効果の高い住宅について、より広く、より豊かな住生活を実現すべく、国産材も活用し、大胆な支援策を講じます。

(12) 医療、介護等の分野において、医療機器や再生医療等の特性に応じた規制・制度改革を行うことで、公的仕組みでは十分に対応できないニーズに応える多様な民間サービスや、医療機器とサービスが一体となった

日本式医療の海外展開を促進します。

- (13) 世界の医療に貢献できる再生医療、創薬、医療機器の開発に対して、その取組みを加速するための大胆な支援を行います。その際、わが国が強みを持つ再生医療等の実用化、産業化を促進するため、新たな法制度の制定を行います。また、漢方の予防医療、体質改善の効果に着目し、中間山村地域における休耕田を活用した生薬の生産等を促進する等、漢方医療の積極的な振興を行います。
- (14) 長引く需給ギャップを解消するとともに、グローバル市場に向けて大胆かつ迅速な投資戦略を描けるよう、供給サイドの統合・再編を進めんべく、再編の場合の思い切った投資減税などのインセンティブ付与を行います。